「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をT&Dフィナンシャル生命のホームページ上で いつでも簡単に閲覧することができます

スマートフォンでアクセス

ご契約のしおり・約款　特別勘定のしおり

インターネットでアクセス

1 T&Dフィナンシャル生命のHPにアクセスしてください。

T&Dフィナンシャル生命

URL https://www.tdf-life.co.jp

2 「Web約款番号・特別勘定のしおり番号」入力欄に5桁の番号を入力して をクリックしてください。

「ご契約のしおり・約款」を見る⇒【26016】
「特別勘定のしおり」を見る　⇒【00526】

Web約款番号
特別勘定のしおり番号　5桁の番号入力

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望のお客さま

お申込時に、タブレット端末または申込書にて「冊子を希望」を選択してください。

後日、お客さまへ「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をお送りします。

お申込後でも、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。

ご希望の場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへお申出ください。

ご契約の際には「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください

■「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。
■「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」はご契約についての大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずご一読ください。
くわしくは、この保険の販売資格をもつ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

お申込みいただく際には、お客さまのライフプランなどのほか、公的保険制度の保障内容も踏まえてご検討ください。
■公的保険について
［金融庁ホームページ］
https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html

生命保険募集人について

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命との保険契約締結の媒介を行なう者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

変額保険の販売資格について

■変額保険の販売資格は、（一社）生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し（一社）生命保険協会において変額保険販売資格が登録された生命保険募集人のみが有し、その生命保険募集人のみが変額保険の取扱を行なうことができます。生命保険募集人の権限等の確認を希望される場合は、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでお問合せください。

募集代理店からのご説明事項

■法令等の規制により、お客さまのお勤め先等によっては、お申込みいただけない場合があります。
■生命保険契約はお客さまと引受保険会社との契約となり、保険契約のお引受や保険金等のお支払は引受保険会社が行ないます。
■募集代理店による元本および利回り等の保証はありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

（お問合せ、ご照会は）
［募集代理店］

大和証券株式会社

（ご契約後のご照会は）
［引受保険会社］

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
〒105-0023　東京都港区芝浦1-1-1
［お客さまサービスセンター］ 0120-302-572
受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
［ホームページ］https://www.tdf-life.co.jp

「T&D保険グループ」はグループ名称であり、保険会社の名称ではありません。
本保険契約の締結については、T&Dフィナンシャル生命が引受保険会社となります。

VEGETABLE OIL INK　UD FONT by MORISAWA　見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

316-26-B023（26-4-DNP）〔登録番号 TDF-26-C-23 登録年月 26.04〕　2026年4月版

ハイブリッド あんしん ライフDS

Daiwa Securities

2026年4月版

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ

ハイブリッド あんしんライフDS

のこすコース　うけとるコース　わたすコース

変額終身保険（災害加算・I型）

契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

特別勘定の運用実績等により、損失が生じることがあります。

［募集代理店］
大和証券 Daiwa Securities

［引受保険会社］
T&Dフィナンシャル生命

ハイブリッド あんしんライフDS　ニーズに合わ　せてコースが選べます

ご契約年齢
20～85歳

のこすコース

大切な家族にあんしんして、
資産をのこしたい

死亡保障を確保しながら資産をのこすことができます。

【イメージ】

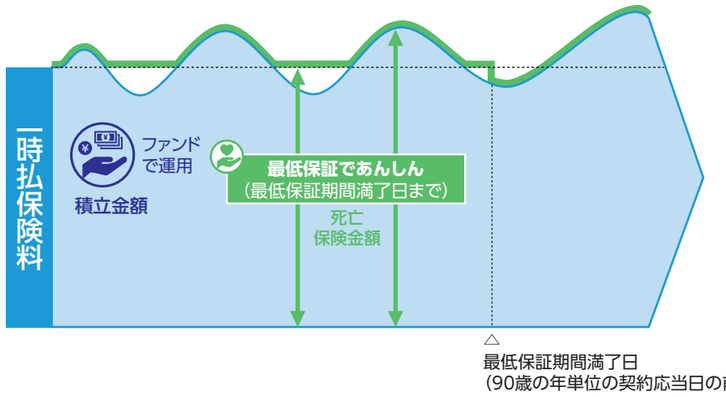

うけと　るコース

値上がり益を
運用を続けた

受け取りながら、
い

死亡保障を確保しなが
期待が持てます。

ら値上がり益を受け取る

【イメージ】

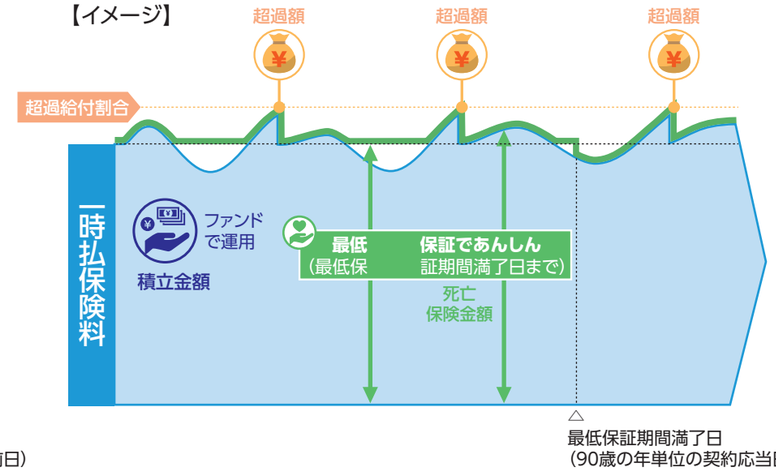

わたすコース

資産寿命を延ばしながら、
自分や家族のために使いたい

死亡保障を確保しながら年金受取や生前贈与を行なうことができます。

【イメージ】

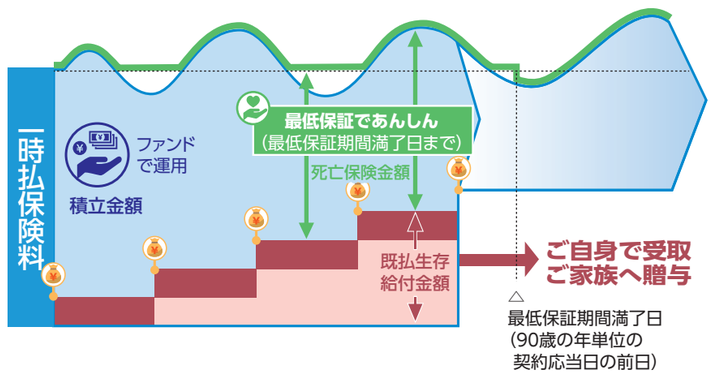

全てのコースには死亡保険金額の最低保証があります

90歳までの死亡保険金額は基本保険金額を100%最低保証

3つのコースとも、契約申込時に死亡保険金最低保証特約を必ず付加いただきます。

最低保証であんしん
（最低保証期間満了日まで）

特約の付加により介護や認知症にもそなえられます

長生きのリスクや、もしもの時の預金の引出等のご不便にそなえたい方に

介護認知症年金支払移行特約

指定代理請求特約

⚠ 死亡保険金額が最低保証される期間は、90歳の年単位の契約応当日の前日で満了します。
最低保証期間満了後の死亡保険金額は、死亡日の積立金額となり、一時払保険料の最低保証はなく　なりますのでご注意ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。
また、株価、債券価格の変動等に伴うリスクがあり、損失が生じることがあります。
くわしくは、P.29～33をご覧ください。

まず、厳選された4本の特別勘定（ファンド）から1本　をお選びいただきます

ファンドラインナップ

●投資目的や投資スタイルにあわせて、投資対象やリスク水準の異なる国内外の株式・債券等を投資対象としたファンドの中から　1本をご選択いただきます。
●一時払保険料の全額（契約時費用なし）を特別勘定で運用します。

	投資信託名/運用会社	投資信託の運用方針/ベンチマーク/運用に関する費用	特　徴
バランス型A	**まるごとひふみ 50** （適格機関投資家専用） レオス・キャピタルワークス株式会社	<投資信託の運用方針> 投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式と債券に分散投資を行なうことで、基準価額の変動幅をおさえ、信託財産の中長期的な成長を目指します。資産の実質的な保有比率が概ね株式50%・債券50%の比率となるように、各投資対象ファンドの基本の配分比率を調整します。 <ベンチマーク> なし <運用に関する費用*1> **年率0.6523%（税抜0.593%）**	**1.投資信託証券への投資を通じた、世界の株式および債券等への分散投資** ・実質的に株式と債券に分散投資を行なうことで、基準価額の変動幅をおさえ、信託財産の中長期的な成長を目指します。 **2.資産配分比率が一定の比率となることを目指した運用** ・資産の実質的な保有比率が概ね株式50%・債券50%の比率となるように、各投資対象ファンドの基本の配分比率を調整します。 ・ひふみ投信マザーファンド30% ・ひふみワールドファンドFOFs用（適格機関投資家専用）20% ・ひふみグローバル債券マザーファンド50% <資産配分> 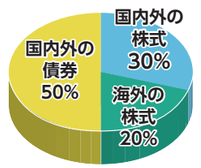
株式型A	**iFree 日経225インデックス** 大和アセットマネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> 主として、「ストックインデックス225・マザーファンド」の受益証券を通じて、国内の株式に投資し、投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動させることをめざして運用を行ないます。国内の株式のうち日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄を主要投資対象とします。投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。 <ベンチマーク> 日経平均トータルリターン・インデックス <運用に関する費用*1> **年率0.1540%（税抜0.140%）**	**シンプルでわかりやすいインデックスファンド** ・当ファンドの対象インデックスは、「日経平均トータルリターン・インデックス」です。当ファンドは、シンプルでわかりやすいインデックスの動きに連動した値動きをめざすインデックスファンドです。 ※日経平均トータルリターン・インデックスは、配当込みの日経平均株価（日経225）の値動きを示す指数です。 日経平均株価（日経225）について 日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。 1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。
株式型B	**フィデリティ 世界バリュー 株式ファンド** （適格機関投資家専用） フィデリティ投信株式会社	<投資信託の運用方針> フィデリティ世界バリュー株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 <ベンチマーク> なし <運用に関する費用*1> **年率0.9570%（税抜0.870%）**	**フィデリティのグローバル調査体制を活用した幅広い銘柄への分散投資** ・フィデリティのグローバル調査体制を活用し、幅広く銘柄を調査。投資先企業との面談、訪問調査を実施。長期的な収益力や経営戦略等を見極めて銘柄を選定し、幅広い銘柄に分散投資を行ないます。 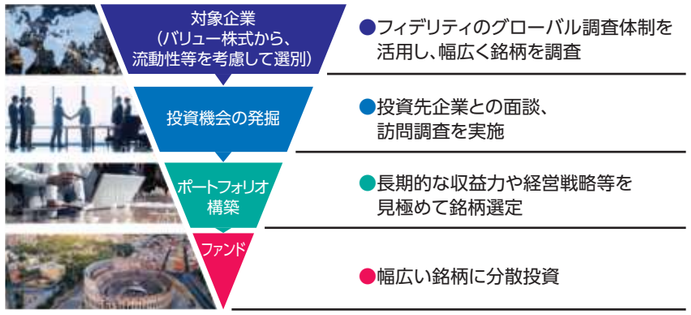
株式型C	**netWIN テクノロジー 株式ファンド** （適格機関投資家専用） ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	<投資信託の運用方針> 主にテクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式に投資します。「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行ないます。 <ベンチマーク> なし <運用に関する費用*1> **年率1.0120%（税抜0.920%）**	**1.テクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式に投資** ・米国企業の中でも、テクノロジーを活用することで、コスト構造、収益性、競争優位性の改善や維持が期待できる企業や、ビジネス・モデルの継続性が期待できる企業の株式に投資します。 **2.個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法による銘柄選択** ・本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームが主に担当し、以下の継続的な投資プロセスに従って運用を行ないます。 継続的な4段階の投資プロセス 1 テクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式から組入候補銘柄を選定 2 経営陣とのミーティングなどを含めた業界や個別企業の徹底したファンダメンタル分析により組入候補銘柄を分析 3 チームの投資見解を反映しポートフォリオを構築 4 継続的なモニターおよび評価：業界／個別企業の動向の確認、規律ある売却基準の維持 ※上記の投資プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、上記の投資プロセスは変更される場合があります。

*1 運用に関する費用は、主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料等がかかる場合があります。
　これらの費用は取引量等によって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。（将来変更される可能性があります。）
※特別勘定（ファンド）は、投資信託を利用して運用する部分と、保険契約の異動等に備える部分から構成されています。したがいまして、投資信託の運用実績と特別勘定資産の運用実績とは必ずしも一致するものではありません。
※組入比率に関する記載がある場合、組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。
※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる特別勘定グループを取り扱う場合があります。
※各特別勘定（ファンド）について、**くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。**

各特別勘定のユニットプライス 推移グラフ

ユニットプライスとは、各特別勘定資産のユニット数（口数）1口に対する価額のことをいいます。各特別勘定設定時におけるユニットプライスは100でスタートし、特別勘定資産の評価を反映して日々計算されます。なお、ユニットプライスの計算にあたっては、特別勘定の運用に関する費用を控除します。

▼こちら▼

スイッチング・その他の機能について

●相場環境にあわせて、投資対象を年12回まで無料*1で変更すること（スイッチング）ができます。
●スイッチング時には、課税の繰延効果が享受できるため、投資信託のみの運用にはない、効率的な投資対象の変更が可能です。
●基本保険金額が5,000万円以下の場合には、お客さまサービスセンターへのお電話・インターネットサービスでの解約も取り扱います。
＊1 13回以上は1回につき1,000円に相当する金額を積立金から差し引きます。

スイッチングの効果的な活用方法

株式ファンド
タイミングを見計らい、成長が期待できる投資先で資産の成長を期待したい

相場好調局面 ⇅ 相場安定・下落局面　スイッチング可能（年12回まで無料）

バランスファンド
じっくり時間を掛けて、投資先を分散しながら資産の成長を期待したい

まるごとひふみ50
（適格機関投資家専用）

スイッチングの運用効率

●スイッチングをした場合、投資信託を売却・再投資するよりも、大きな投資効果が得られます。

売却後再投資の場合
（20.315%源泉分離課税）

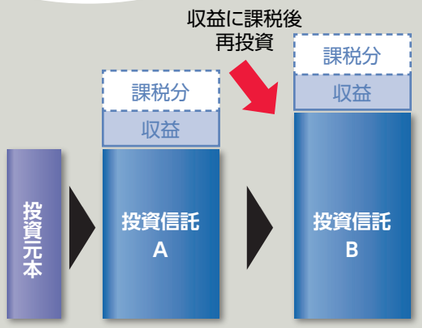

●投資先変更のたびに収益に対して課税され、変更後の元本が減少し再投資。

スイッチングの場合
（課税繰延）

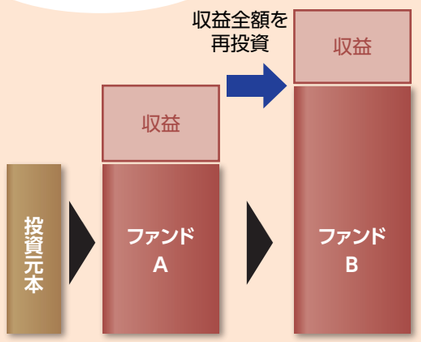

●投資先変更のたびに収益の課税は繰り延べされ、**収益の全額を含む元本が再投資**。

スイッチングの受付方法について

●お電話もしくはインターネットサービス*1にて受付いたします。
＊1 インターネットサービスのご利用には、お手続きが必要となります。

お電話（お客さまサービスセンター）
0120-302-572
受付時間　9:00～17:00
※土・日・祝日等を除く

インターネットサービス（当社ホームページ）
インターネットサービスの
利用申込手続きについてはこちら ▶

スイッチングの流れについて（申込と移転のタイミング）

スイッチングの申込	積立金移転日*1
申込日の**15時まで**	申込日の**翌営業日**
申込日の**15時以降**	申込日の**翌々営業日**

＊1 この日のユニットプライスを用いて積立金の移転を行ないます。

運用状況の確認方法について

●当社ホームページにてご確認いただけます。また、運用状況をお知らせする通知をお客さま宛てにご郵送いたします。

URL **https://www.tdf-life.co.jp**
●運用状況や運用レポート　●各種変更手続き
●契約内容照会　●積立金の移転（スイッチング）

0120-302-572　受付時間9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）
●ご契約内容やご住所の変更等の受付　●ご契約内容に関するご質問、お問合せの受付
●運用状況のご照会受付　●ご解約・給付金のご請求受付
●積立金の移転（スイッチング）の受付

●「ご契約内容のお知らせ」（年1回、毎年の契約応当日以降に発送）
●「業績のお知らせ」「特別勘定の現況（決算のお知らせ）」
（年1回、年度末（3月末）で作成、7～8月に発送）

つぎに、お客さまのニーズにあわせてコースをお選びいただきます

のこすコース

（超過給付加算特約（超過額の判定なし）、死亡保険金最低保証特約）

～大切な家族にあんしんして、資産をのこしたい～

死亡保険金額は基本保険金額が100%最低保証*1されます

●死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

最低保証であんしん
（最低保証期間満了日まで）

死亡時のお取扱について
くわしくはP.15

＊1 90歳までの最低保証期間後または死亡保険金最低保証特約を付加していない場合の死亡保険金額は死亡日の積立金額となり、最低保証はありません。

一時払保険料の全額を長期にわたって運用できます

●特別勘定への繰入日以降、一時払保険料の全額を長期（保険期間：終身）にわたって運用することができます。
●シンプルな商品性のため、積立金額を定期的に取り崩したり、値上がり益を払い出すことなく、**複利効果を高めた運用**が期待できます。

［このコースの運用イメージ］

［払い出し・取り崩しのイメージ］

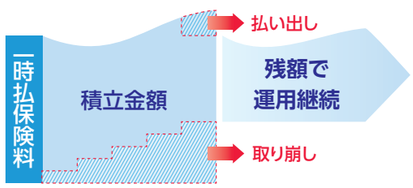

［しくみ図（イメージ）］　しくみ図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

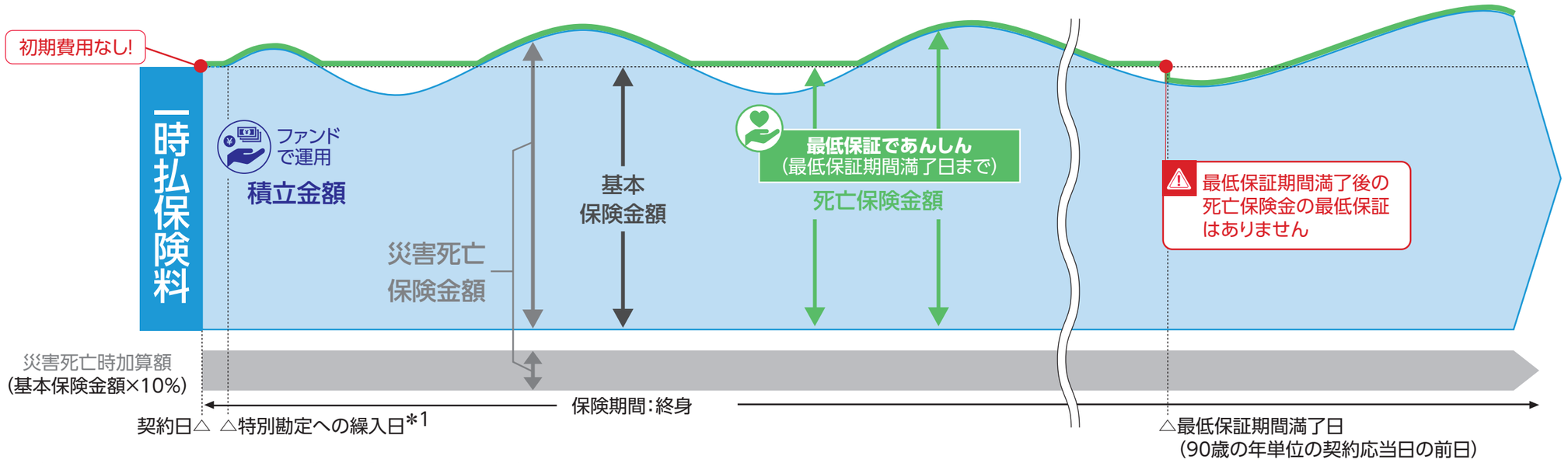

＊1 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。

うけとるコース
（超過給付加算特約（超過額の判定あり）、死亡保険金最低保証特約）

～値上がり益を受け取りながら、運用をつづけたい～

死亡保険金額は基本保険金額が100%最低保証*1されます

●死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

最低保証であんしん
（最低保証期間満了日まで）

死亡時のお取扱について
くわしくはP.15

＊1 90歳までの最低保証期間後または死亡保険金最低保証特約を付加していない場合の死亡保険金額は死亡日の積立金額となり、最低保証はありません。

超過給付割合を設定することができます

●超過給付割合は105%・110%・120%・150%・200%から選択できます。

基本保険金額 105%　基本保険金額 110%　基本保険金額 120%　基本保険金額 150%　基本保険金額 200%

●積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合、超過額を受け取ることができます。

●超過額の判定は、**特別勘定への繰入日の翌営業日**（超過額が発生した日の翌営業日以降も継続して判定を行ないます。）

●超過額が発生した場合、自動でご指定の口座にお振込み。日々の運用成果をチェックする必要はありません。

●T&Dフィナンシャル生命より**原則5営業日以内**に超過額給付のご案内を発送します。

超過給付割合は何度でも変更できます

●超過給付割合は、保険期間中に変更（**判定の中断も可**）することができます。

※T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターへのお電話で何度でも変更が可能です。

［しくみ図（イメージ）］ しくみ図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

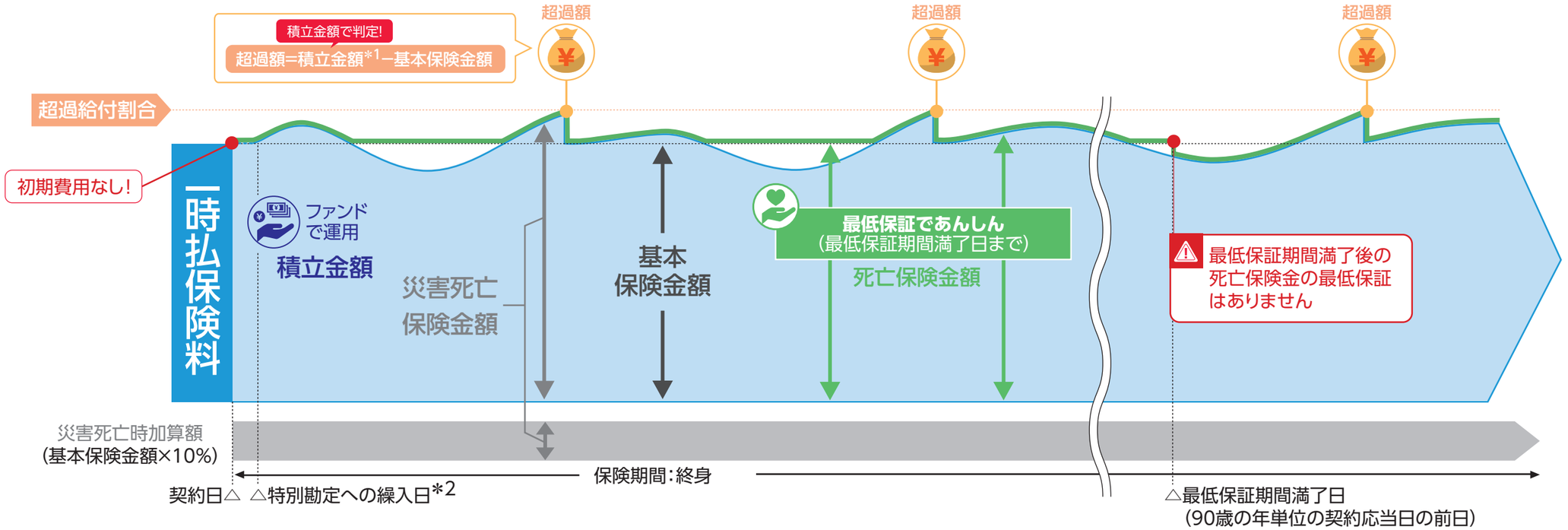

＊1 積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の積立金額。
＊2 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。
※超過額が発生した場合、超過額と同額が積立金額から差し引かれます。

⚠ 特別勘定の運用実績によっては超過給付割合に到達しない場合もあります。

わたすコース
（死亡保険金最低保証特約）

～資産寿命を延ばしながら、　自分や家族のために使いたい～

死亡保険金額は基本保険金額が100%最低保証*1されます

●死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

最低保証であんしん
（最低保証期間満了日まで）

死亡時のお取扱について
くわしくはP.15

＊1 90歳までの最低保証期間後または死亡保険金最低保証特約を付加していない場合の死亡保険金額は死亡日の積立金額となり、最低保証はありません。

生存給付金はご家族に贈与する　自身で受け取ったりすることが可能です

●生存給付金は契約日からご契約
●生存給付金の受取人をご家族全部を原資に、大切な方にご指
●生存給付金受取人は最大8名を
●生存給付金は、10万円以上およ
付金支払期間は積立金額の一
を受け取る場合には5年以上か

＊1 契約者と被保険者が異なる場険者をご指定いただきます。

者ご自身で受け取れます。
にすることで、積立金額の一部または
定の金額を贈与することができます。
指定できます。＊1
び一時払保険料の20％以下、生存給
部を受け取る場合には2年以上、全部
ら自由に設定いただけます。

合、生存給付金受取人は契約者または被保

生存給付金額や生存給付金受取人の変更も可能です

●最後の生存給付金支払日前であれば、生存給付金額、生存給付金受取人、生存給付金支払期間を変更できます。
●また、環境の変化に応じて運用部分を年金で受け取ることも可能です。（年金支払移行特約（Ⅰ型）付加）

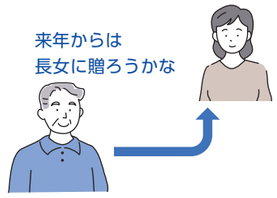

［しくみ図（一部贈与のイメージ）］ しくみ図（一部贈与のイメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

●生存給付金受取回数：5回

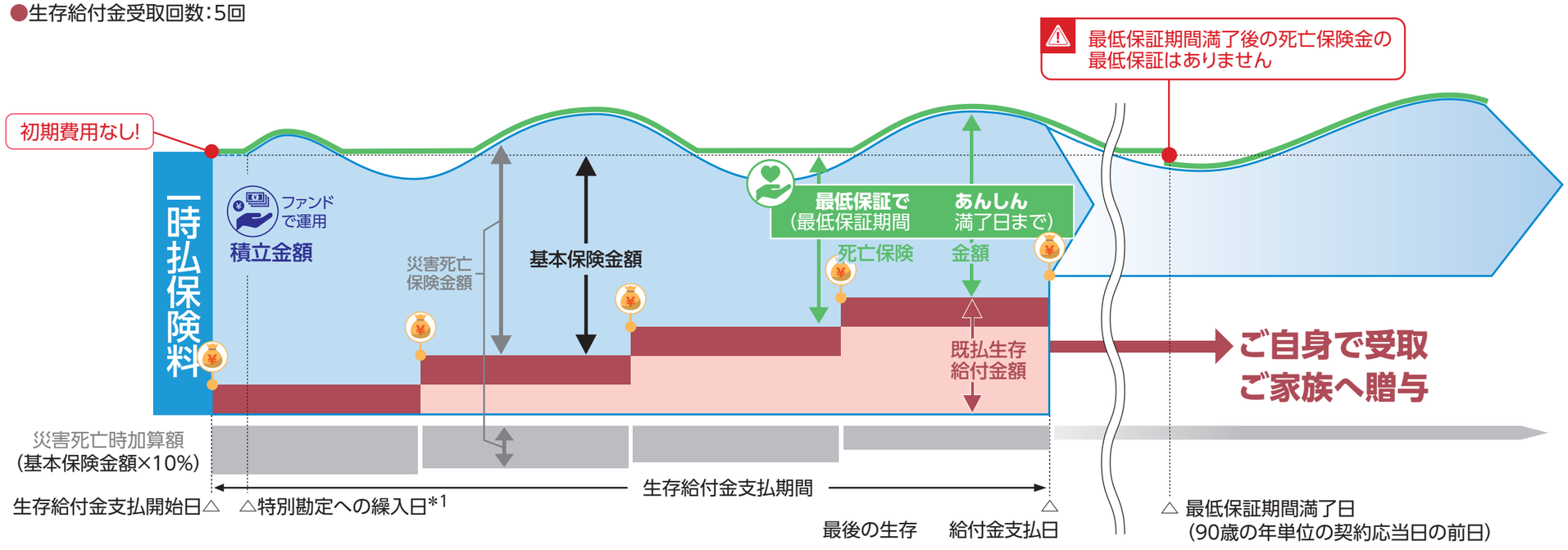

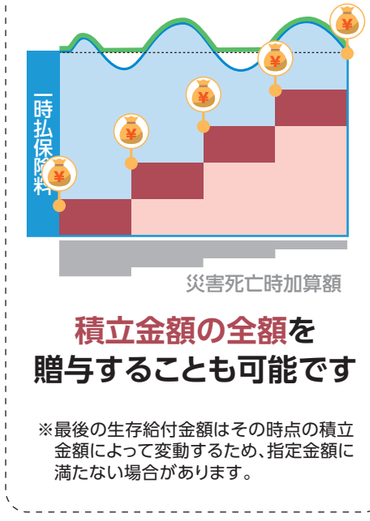

積立金額の全額を贈与することも可能です

※最後の生存給付金額はその時点の積立金額によって変動するため、指定金額に満たない場合があります。

＊1 申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日末に特別勘定に繰り入れます。

●積立金額を特別勘定で運用するため、最後の生存給付金額が指定金額に満たない場合や生存給付金支払期間が指定期間に満たない場合があります。
●生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回る場合は、生存給付金支払期間中であっても、その生存給付金支払日を最後の生存給付金支払日とします。
その場合、積立金額から生存給付金額を差し引いた残額があるときはその金額を契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。ただし、生存給付金受取人が契約者以外の場合で、契約者から申出があったときには、その金額を契約者に代えて生存給付金受取人にお支払いします。
その場合、新たに贈与税が課されることや、贈与税額が高額となる場合がありますのでご注意ください。

生存給付金のお手続きについて

●ご自身で受け取る（生存給付金受取人=契約者）

ご契約時に生存給付金の請求手続きをいただき、2回目以降の生存給付金はお手続き不要です

●ご家族に贈与する（生存給付金受取人=契約者以外）

つぎのとおり生存給付金の請求手続きをいただき、2回目以降の生存給付金はお手続き不要でお取扱ができます

	契約者	生存給付金受取人
1回目のお手続き	「契約申込書」（生存給付金受取人を2人以上指定する場合は「生存給付金受取人指定書」）にて生存給付金受取人をご指定ください。	ご契約時に請求書（生存給付金）にてお手続きください。生存給付金の請求手続きができない場合は、請求書類を送付しますので必要書類と共にご提出ください。
2回目以降のお手続き	毎年の生存給付金支払日の3か月前に事前案内を送付します。 生存給付金受取人や生存給付金額に変更がない場合、**お手続きは不要**です。 ※変更がある場合には所定の書類にて請求ください。	毎年の生存給付金支払日の2か月前に事前案内を送付します。 生存給付金受取人の変更がない場合、**お手続きは不要**です。

ご指定の口座に送金

※事前案内記載の住所や振込先口座等に変更がある場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。
※上記のお受取手続きについて、将来変更となる場合があります。

お受取手続きに関するご不明点は、つぎのお問合せ先までご連絡ください。

T&Dフィナンシャル生命 お客さまサービスセンター　0120-302-572　受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く）

ご参考　生存給付金を贈与する際のお取扱について

贈与契約書の作成は不要です

●生存給付金受取人（受贈者）にT&Dフィナンシャル生命が生存給付金を直接お支払いしますので、贈与契約書作成の手間を省くことができます。

わたすコースを活用した場合の対応	贈与契約書の作成は**不要**です。 （T&Dフィナンシャル生命が発行するお支払通知を、契約者から生存給付金受取人（贈与者から受贈者）への生存給付金お支払の記録として利用いただけます。）	生存給付金受取人（受贈者）の預金口座へ、**T&Dフィナンシャル生命が振込**を行ないます。
一般的な暦年贈与を行なう場合の対応	贈与取引の記録を残すため、贈与のつど贈与契約書の作成が**必要**です。	贈与者の預金口座から受贈者の預金口座へ、振込を行ないます。

贈与を受ける人1人につき、毎年110万円までの基礎控除が適用されます

●原則として1月1日から12月31日の1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。
（合計額が110万円を超える場合は贈与税の申告が必要です。）

●「暦年課税制度」により、相続または遺贈によって財産を取得された場合、2023年12月31日までの贈与は相続開始前3年間、2024年1月1日以降の贈与は段階的に相続開始前7年間の贈与について、相続税の課税対象となります。
●段階的に延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは、相続財産に加算されません。

わたすコースはつぎの理由から定期贈与*1に該当しません。
●生存給付金のお受取が確定していないため。
●契約者が生存給付金受取人を変更できるため。
*1 例えば『1,000万円を10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する』という約束の下に行なわれる贈与のこと。
原則、各年の贈与財産の合計額が110万円以下の場合は贈与税は課税されませんが、この場合1,000万円の総額に対して贈与税が課税され、税額が高額となります。

上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。
個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

ご参考　死亡保険金受取人の指定範囲（以下の範囲で1契約あたり最大8名まで指定可能）

家系図（配偶者および親族）

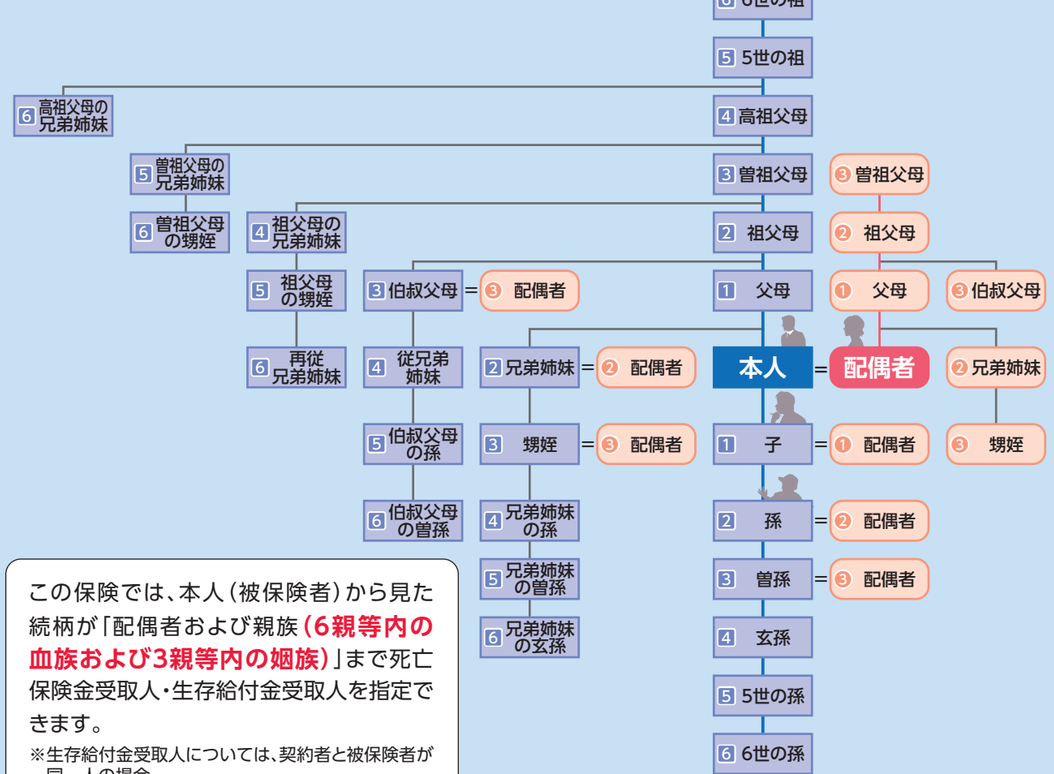

この保険では、本人（被保険者）から見た続柄が「配偶者および親族（**6親等内の血族および3親等内の姻族**）」まで死亡保険金受取人・生存給付金受取人を指定できます。

※生存給付金受取人については、契約者と被保険者が同一人の場合。

死亡保険金最低保証特約を付加した場合の

死亡時のお取扱について

（各コース共通）

死亡保険金最低保証特約を付加することで、90歳の年単位の契約応当日の前日までの最低保証期間中の死亡保険金額は基本保険金額が100%最低保証されます

●最低保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、
死亡日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

死亡保険金額 ＝ 死亡日の積立金額 / 死亡日の基本保険金額 のいずれか大きい金額

災害死亡保険金額 ＝ 死亡保険金額 ＋ 死亡日の基本保険金額 × 10%

※最低保証期間満了後にお支払事由が生じた死亡保険金は、つぎのとおりとなります。

死亡保険金額＝ 死亡日の積立金額

〔例：一時払保険料1,000万円に対し、運用が不調な場合の最低保証イメージ〕

のこすコース　うけとるコース

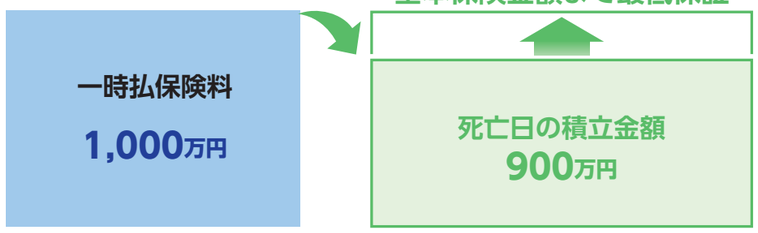

わたすコース

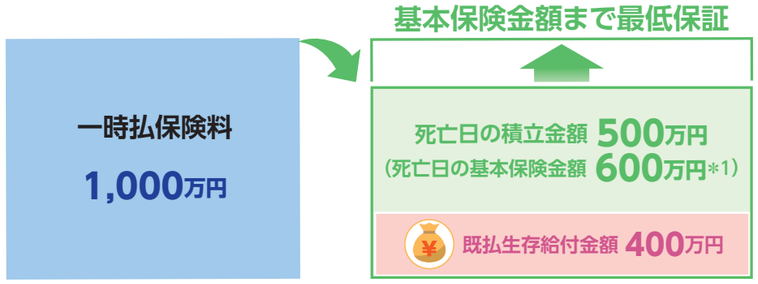

*1　わたすコースの基本保険金額は生存給付金の受取とともに減少します。

●積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ「死亡保険金を最低保証するために必要な費用」をご負担いただきます。特別勘定による運用が好調なときの運用効率を損なうことはありません。

⚠ 死亡保険金最低保証特約を付加すると、「死亡保険金を最低保証するために必要な費用」をご負担いただく場合があるため、付加していない場合より運用効率は低くなる可能性があります。

死亡保険金を最低保証するために必要な費用とは？

●死亡保険金を最低保証するために必要な費用は、最低保証期間中の死亡保険金額のお支払について基本保険金額の100%を最低保証するために必要な費用です。
●死亡保険金を最低保証するために必要な費用は、つぎのとおり計算され、月単位の累計額を、月単位の契約応当日の前日末に積立金額から控除します。

死亡保険金を最低保証するために必要な費用 ＝ 積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額 × 死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率） × 1/365

●死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）は、つぎのとおり被保険者の年齢・性別によって異なります。

	60歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
男性	0.6481%	1.0060%	1.5499%	2.7030%	5.2113%	9.7052%
女性	0.3506%	0.4681%	0.7256%	1.2923%	2.4794%	5.0956%

※死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。
※各年齢・性別の死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）について、くわしくはP.32をご覧ください。

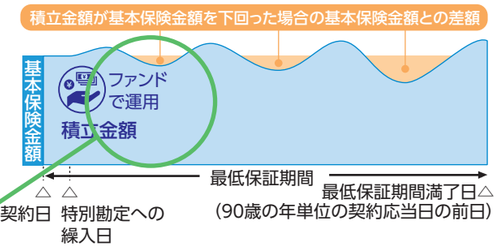

ご参考　死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算例

●ある１日の死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算例はつぎのとおりです。

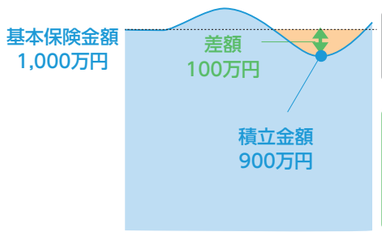

例示の条件
・70歳男性
・基本保険金額1,000万円、積立金額900万円（差額100万円）

1日あたりの費用
100万円（1,000万円-900万円） × 1.5499%（70歳男性の年率） × 1/365 ＝ 42円
（円未満は四捨五入して表記）

長寿化が進展する時代の長生きリスクにそなえたいお客さま

介護認知症年金支払移行特約

[特約の概要について]

●公的介護保険制度の**[要支援1]**以上に認定または**[認知症]**と診断確定された場合、**解約払戻金**を原資として、介護認知症年金が受け取れます。

介護認知症年金への移行可能時期	介護認知症年金の種類	留意点
被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から1年経過以後	終身年金	解約払戻金の全部を移行（一部移行はできません）

要支援1の目安	認知症と診断確定される場合
・入浴や掃除など日常生活の一部に見守りや手助けが必要。 出所：公益財団法人 生命保険文化センター「定年GO!（2023年4月改訂）」よりT&Dフィナンシャル生命作成	・医師により器質性認知症と診断確定され、器質性認知症を原因として、意識障害がないにも関わらず見当識障害がある状態。 **【器質性認知症とは】** ・アルツハイマー病の認知症・血管性認知症・パーキンソン病の認知症・レビー小体型認知症　など **【見当識障害とは】** 単なる「もの忘れ」ではなく、時間や季節、今いる場所や人がわからなくなるといった障害のこと

●介護認知症年金は**一括**で受け取ることもできます。

●被保険者がお亡くなりになった場合、年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額を**死亡一時金**として受け取れます。

●お支払事由が生じた介護認知症年金の合計額と死亡一時金の合計額は、**年金原資（解約払戻金）を下回ることはありません。**

※年金原資からすでにお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額が無い場合、死亡一時金はありません。

ご参考

当社外部提携サービス
介護コンシェルのご利用について

●つぎの方は当社外部提携サービス**「介護コンシェル」を無料でご利用**いただけます。
・介護認知症年金支払移行特約を付加され、サービス利用のお申込をいただいたお客さま

●お客さまのアフターフォローとして、介護や認知症で困ったときの相談や実務のお手伝いができます。

●**2親等内の親族までご利用**いただけます。

サービス内容

- 電話・メール相談
- 施設紹介・見学手配
- ケアマネジャー紹介
- 認知症予防ツールの提供

※「介護コンシェル」はT&Dフィナンシャル生命との提携により、株式会社インターネットインフィニティーが提供するサービスです。
※これらのサービスは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

もしもの際の、預金の引出等のご不便にそなえたいお客さま

指定代理請求特約

[特約の概要について]

●給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合、**指定代理請求人が給付金等（一括受取含む）を請求**することができます。

●この特約で請求した給付金等（一括受取含む）は、**指定代理請求人の口座に振り込む**こともできます。

対象となる給付金等	指定代理請求人の範囲*4	給付金等の振込先
・生存給付金（年金）*1 ・超過給付加算特約による超過額*2 ・介護認知症年金支払移行特約による介護認知症年金 ・年金支払移行特約（I型）による年金*3 ・新遺族年金支払特約による年金	①被保険者の戸籍上の配偶者 ②被保険者の直系血族 ③被保険者の3親等内の親族 ※その他上記以外で特別な事情があると、T&Dフィナンシャル生命が認めた方	本人口座 または 指定代理請求人口座

＊1 被保険者が受取人の場合。または契約者と被保険者が同一で、契約者が受取人の場合。
＊2 契約者と被保険者が同一人の場合。
＊3 受取人と被保険者が同一人の場合。
＊4 新遺族年金支払特約の場合、①～③における「被保険者」は「受取人」と読み替えます。

ご参考

預金の引出等のご不便へのそなえ

●要介護状態や認知症になり意思表示等が困難な場合、**本人が預金の引出等**を行なうことができないこともあります。

●指定代理請求特約を活用することで、その様な事態にそなえることができます。

指定代理請求特約を付加した場合（イメージ）

〈イメージ図〉

特別な事情等の事態が発生!

→ 指定代理請求人がT&Dフィナンシャル生命へ連絡

T&Dフィナンシャル生命から必要書類等の案内をお送りします

→ 指定代理請求人が請求書類をT&Dフィナンシャル生命に提出

T&Dフィナンシャル生命が支払の可否を判断

→ 給付金等をお受取

原則、5営業日以内にお支払いします

指定代理請求特約を付加しない場合（イメージ）

〈イメージ図〉

父が認知症を発症

→ 父の預金口座から資金引出ができなくなる場合も

→ 認知症の父の介護費用・生活費を子どもたちで負担

⚠ 指定代理請求人が請求した介護認知症年金を被保険者のための費用（治療費や入院費等）以外に使用した場合、指定代理請求人に対し贈与税や所得税が課せられる可能性があります。

Q&A
よくいただくご質問にお答えします

Q1 スイッチングのときに各ファンドを組み合わせることはできますか?

A ファンドを入れ替えるお取扱のみになります。
各ファンドを組合せて配分比率を設定するお取扱はありません。

Q2 贈与金(生存給付金)や年金(生存給付金)の支払日の変更はできますか?

A 贈与金(生存給付金)や年金(生存給付金)のお支払日(生存給付金支払日)の変更はできません。
贈与金(生存給付金)・年金(生存給付金)の受取中断後に再開した場合のお支払日についても、
第1回目の贈与金(生存給付金)・年金(生存給付金)のお支払日の年単位の応当日と同日となります。

Q3 超過額を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 超過額の受取は一時所得の対象となり、受け取った超過額の合計が払込保険料総額
(一時払保険料)を超えるまでは課税されません。

【イメージ】

①課税されない場合
(受け取った超過額の合計 ≦ 払込保険料総額)

受け取った
超過額は、
課税されません。

②課税の対象となる場合
(受け取った超過額の合計 > 払込保険料総額)

払込保険料総額
(一時払保険料)を
超えた金額から
特別控除(50万円)を
差し引いた金額の
2分の1が課税の
対象となります。

※上記記載の内容は他に一時所得がある場合や解約・減額があった場合を想定していません。

ご契約の解約時、過去に超過額のお受取があった場合、「解約払戻金額−払込保険料残額*1」が、
「所得税(一時所得)+住民税」の対象となります。

*1 一時払保険料から過去に受け取った超過額の合計(必要経費の合計額)を控除した金額。

Q4 生存給付金を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 契約者と生存給付金受取人の関係によって課税のお取扱が異なります。

[契約者と生存給付金受取人が異なる場合]

生存給付金は、贈与税の対象となります。
ただし、つぎの場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

- 契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合。
  (「相続時精算課税制度」による毎年110万円の基礎控除*1が適用され、2,500万円の特別控除の対象外となり、相続時の相続財産にも加算されません。基礎控除を超える贈与については2,500万円の特別控除の対象となり、特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。)
- 「暦年課税制度」を選択している生存給付金受取人が、契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前7年以内*2に受け取った生存給付金。

※生存給付金(贈与時)の税務について、くわしくはP.38をご覧ください。

[契約者と生存給付金受取人が同一の場合]

生存給付金額から必要経費を差し引いた金額が、「所得税(雑所得)+住民税」の対象となります。
必要経費はつぎのとおり計算されます。

$$必要経費=生存給付金額\times必要経費率^{*3}\left[=\frac{一時払保険料相当額}{生存給付金受取予定総額^{*4}+死亡保険金額^{*5}}\right]$$

*1 基礎控除(年間110万円)は、2024年1月1日以降の贈与から適用されます。
*2 2023年12月31日までの贈与は相続開始前3年以内、2024年1月1日以降の贈与は段階的に相続開始前7年以内。
なお、段階的に延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは、相続財産に加算されません。
*3 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。
*4 生存給付金支払開始時(第1回目)の生存給付金額×生存給付金受取想定年数。
*5 生存給付金支払開始時に想定される最終の受取額。

Q5 介護認知症年金を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 介護認知症年金は、所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。
※介護認知症年金支払移行特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

Q6 解約払戻金を受け取った場合は、どのように課税されますか?

A 解約払戻金と払込保険料残額*1との差額(解約差益)に対し、
所得税(一時所得)および住民税が課税されます。

*1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額(負の場合はゼロ)のことをいいます。

上記に記載の税制については、2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。
個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

ご参考

充実したアフターフォロー

お電話やインターネットで簡単に手続き・ご請求ができます

ご契約に関するサービス

		電話サービス	インターネットサービス
情報提供	契約内容照会	●	●
電話・インターネットで完結するお手続き	住所変更、生命保険料控除証明書の再発行 積立金の移転	●	●
	解約 ※基本保険金額が5,000万円以下の場合に限ります。	●	●
書類が必要なお手続き	解約	●	
	死亡保険金（各種給付金）請求	●	
	名義変更／改姓、保険証券再発行 契約内容の変更	●	●

ご利用いただけるサポート

		ご照会	ご利用申込*
健康相談・健康サポート	**M3 Patient Support Program®** スマートフォンやパソコンから24時間365日、医師に相談できる等のサービスを提供します。	●	
権利や財産を守るためのご相談先紹介サービス	**成年後見センター・リーガルサポート**（くわしくはこちらから） 成年後見制度をはじめとした、判断力が不十分な方の権利や財産を守るためのご相談先を紹介するサービスです。	●	
大切なご契約をご家族がサポート	**ご家族あんしんサービス（ご家族登録制度）**（くわしくはこちらから） 契約者だけでなく登録されたご家族でも、ご契約内容のご確認や手続き書類の送付依頼ができる制度です。	●	●
介護・認知症サポート	**介護コンシェル** お客さまの「介護」や「認知症」に関する不安やお悩みの解決を充実のサービスでサポートします。 ※対象のご契約の場合に限ります。	●	●
健康増進・オフタイム充実コンテンツ	**T&Dクラブオフ** 国内外のリゾートホテルやレジャー施設等がお得な優待料金でご利用いただけます。	●	●

＊「T&D クラブオフ」については、T&D クラブオフアライアンス事務局で承ります。
※サービスメニューによりご利用可能時間が異なります。また、保険種類、契約内容によりご提供できるサービス内容が異なります。
※「ご利用いただけるサポート」について、くわしくはご契約時にお渡しする「サービスガイド」をご確認ください。
※「M3 Patient Support Program®」は「エムスリー株式会社」、「介護コンシェル」は「株式会社インターネットインフィニティー」、「T&D クラブオフ」は「株式会社リロクラブ」が、T&Dフィナンシャル生命との提携により提供するサービスです。
※これらのサービスやサポートは、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

インターネットサービスのご利用について

初めてインターネットサービスをご利用の際は、利用申込手続きが必要となります。

インターネットサービスの利用申込手続きについてはこちら

契約締結前交付書面（契約概要）

変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）

■ この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

■ 記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については**「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

1 引受保険会社の商号と住所等について

■商号 …… T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
■住所 …… 〒105-0023　東京都港区芝浦1-1-1
■お問合せ先 …… T&Dフィナンシャル生命　お客さまサービスセンター
0120-302-572
ホームページ **https://www.tdf-life.co.jp**

2 この商品の仕組みについて

■「ハイブリッド あんしん ライフDS」は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

しくみ図（イメージ）　しくみ図（イメージ）は、減額等があった場合を想定しておらず、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

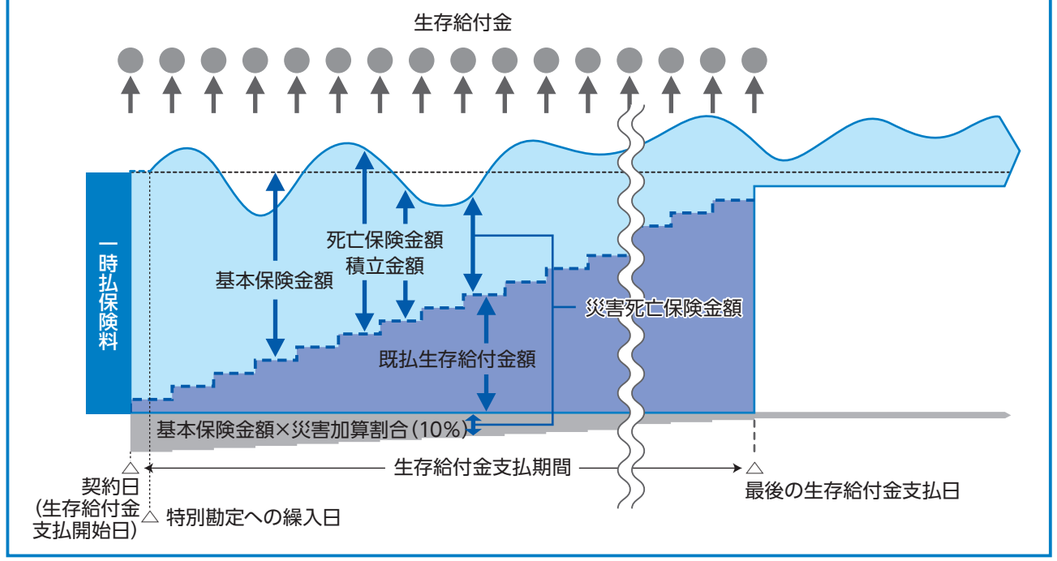

2 この商品の仕組みについて（つづき）

■一時払保険料の全額を、申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日（その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日）末に特別勘定に繰り入れます。

⚠
- ●特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。
- ●死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- ●解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

基本保険金額について

■ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額となります。ただし、生存給付金をお支払いする場合には、生存給付金支払日の前日の基本保険金額（生存給付金支払日が契約日の場合は一時払保険料）から生存給付金額と同額を差し引いた金額を生存給付金支払日以後の基本保険金額として適用します。

積立金・積立金額について

■積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約に係る部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。

■積立金額は、会社の定める方法により計算した金額となります。ただし、生存給付金をお支払いする場合で、生存給付金支払日が特別勘定への繰入日の翌日以後となる場合は、その日の前日末の積立金額から生存給付金額と同額を差し引きます。この場合、積立金額に対する生存給付金額と同じ割合の金額が、各特別勘定の積立金額から差し引かれるものとします。

■保険期間中に、契約者の申出により特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。この場合、同一保険年度における12回をこえる移転については、1回の移転に対して1,000円に相当する金額を、会社の定める方法により積立金から差し引きます。

3 保障内容について

名称	お支払事由	お支払金額	お受取人
災害死亡保険金	被保険者が、つぎのいずれかを直接の原因として死亡したとき 1. 責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡した日の死亡保険金額と、基本保険金額に災害加算割合（10%）を乗じた金額の合計額 ⚠ 死亡保険金最低保証特約を付加し、最低保証期間中に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合を除き、災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。	死亡保険金受取人
死亡保険金	被保険者が、災害死亡保険金のお支払事由に該当せずに死亡したとき	被保険者が死亡した日の積立金額	死亡保険金受取人
生存給付金	被保険者が生存給付金支払期間中の生存給付金支払日の前日末に生存しているとき	生存給付金額*1 ⚠ 超過給付加算特約を付加したご契約には、生存給付金のお支払はありません。	生存給付金受取人

＊1 生存給付金額は10万円以上、一時払保険料の20%以下で金額を設定いただきます。

※被保険者が契約日から特別勘定への繰入日の前日までの間に死亡した場合の死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。また、すでに生存給付金が支払われていた場合は、基本保険金額から生存給付金額を差し引いた金額となります。

※所定の感染症について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

⚠
- ●災害死亡保険金と死亡保険金は、重複してお受取りいただくことはできません。なお、災害死亡保険金または死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ●契約日から2年以内に被保険者が自殺した場合、契約者が故意に被保険者を死亡させた場合等は、災害死亡保険金または死亡保険金のお支払ができない場合があります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

4 生存給付金のお受取について

⚠ 超過給付加算特約を付加したご契約には、生存給付金のお支払はありません。

生存給付金について

■被保険者が生存給付金支払日の前日末にご生存の場合、積立金額を原資として生存給付金を受取人にお支払いします。

■生存給付金額は、会社の取扱範囲内で契約者が定めた金額となります。ただし、運用実績により積立金額が減少した場合、最後の生存給付金額は契約者が定めた金額を下回ることがあります。

■生存給付金支払開始日（第1回の生存給付金支払日）は、「契約日」とします。第2回以降の生存給付金支払日は、「生存給付金支払開始日の1年ごとの応当日」となります。

■生存給付金支払期間＊1は、「生存給付金支払開始日から最後の生存給付金支払日までの期間」をいいます。ただし、運用実績により積立金額が減少した場合、生存給付金支払期間が短縮されることがあります。

■最後の生存給付金支払日の前日までの間に、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で生存給付金の支払を中断することができます。

■最後の生存給付金支払日の前日までの間に、契約者の申出により、会社の取扱範囲内で生存給付金額を変更することができます。

■生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回らない限り、最後の生存給付金支払日以後、終身にわたり積立金額の運用を継続することができます。

■生存給付金支払日の前日末における「積立金額からお支払事由が生じた生存給付金額を差し引いた後の金額」が10万円を下回る場合は、生存給付金支払期間中であっても、その生存給付金支払日を最後の生存給付金支払日とし、積立金額から生存給付金額を差し引いた残額があるときはその金額を契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。ただし契約者からお申出があったときには、その金額を契約者に代えて生存給付金受取人にお支払いすることもできます。

＊1 積立金額の全部を原資として生存給付金をお受取りされる場合は、積立金額を生存給付金額で割ることで計算される年数となります。積立金額の一部を原資として生存給付金をお受取りされる場合は、ご契約時に契約者に生存給付金支払期間を設定いただきます。

※生存給付金について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

5 主な特約について

名称	概要
超過給付加算特約 （ご契約時にのみ付加可能）	●この特約を付加することにより、積立金額が「基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上」となった場合、超過額を契約者にお支払いします。 ●お支払いする超過額は、積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった日の「積立金額から基本保険金額を差し引いた金額」となります。 ●超過額の判定を行なうご契約の超過給付割合は、ご契約時には105%、110%、120%、150%、200%から、ご契約後には前掲に加えて「判定なし」からご選択いただけます。保険期間中に変更することも可能です。その場合、その日から変更後の超過給付割合をもとに超過額の判定を行ないます。 ●超過額の判定は、特別勘定への繰入日の翌日以降毎営業日行ないます。（積立金額が基本保険金額に超過給付割合を乗じた金額以上となった場合も、その翌営業日以降継続して判定を行ないます。） ●契約者は、いつでも将来に向かって超過額の判定の中断、再開を請求することができます。 ●契約者は契約日から10年経過後の契約応当日以降、災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
終身保険移行特約 （契約日から１年を経過している場合に付加可能）	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部＊1を原資とした定額終身保険に移行することができます。 ●この特約を付加し定額終身保険に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●定額終身保険移行後、特別勘定による運用実績の変動の影響は受けません。 ●この特約のみの解約をすることができません。
死亡保険金最低保証特約 （ご契約時に必ず付加）	●この特約を付加することにより、最低保証期間中の死亡保険金額が基本保険金額を下回る場合、基本保険金額を死亡保険金額として最低保証することができます。 ●最低保証期間は、90歳の年単位の契約応当日の前日までとなります。 ●最低保証期間中に積立金額が基本保険金額を下回っている場合にのみ、死亡保険金を最低保証するために、「死亡保険金を最低保証するために必要な費用＊2」をご負担いただきます。 ●契約者は最低保証期間中に限り、この特約を解約することができます。
介護認知症年金支払移行特約＊3 （軽度介護保障特則適用） （ご契約時もしくは中途付加可能）	●この特約を付加することにより、被保険者の年齢が40歳以上かつ契約日から１年経過以後、被保険者が公的介護保険制度の「要支援１」以上に認定または「認知症」と診断確定され、介護認知症年金への移行を請求された場合、解約払戻金の全部＊1を原資として将来の保険金等に代えて、介護認知症年金を生涯にわたって受け取ることができます。 ●この特約を付加し介護認知症年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。＊4 ●契約者はこの特約の年金支払開始日前に限り、この特約を解約することができます。 ※この特約を付加した場合、軽度介護保障特則が必ず適用されます。そのため、この特則を適用した保障内容を記載しています。
年金支払移行特約（Ⅰ型） （契約日から１年を経過している場合に付加可能）	●この特約を付加することにより、解約払戻金の全部＊1を原資として将来の保険金等に代えて、年金受取に移行することができます。 ●この特約を付加し年金支払に移行した場合、特別勘定での運用から一般勘定に移行されます。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。＊5 ●被保険者の年齢によっては、付加できない場合があります。 ●この特約のみの解約をすることができません。
新遺族年金支払特約 （中途付加可能）	●この特約を付加することにより、災害死亡保険金・死亡保険金の全部または一部を、一時金に代えて確定年金で受け取ることができます。 ●この特約を付加し確定年金を受け取る場合、特別勘定での運用は行ないません。 ●年金額が10万円に満たない場合、お取扱いできません。 ●契約者は災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由発生前に限り、この特約を解約することができます。
指定代理請求特約 （ご契約時もしくは中途付加可能）	●この特約を付加することにより、給付金等の受取人である被保険者が給付金等を請求できない特別な事情があるとT&Dフィナンシャル生命が認めた場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金等の受取人の代理人として、給付金等を請求することができます。

＊1 この保険の一部に対してこの特約を付加することはできません。
＊2 死亡保険金を最低保証するために必要な費用について、**くわしくはP.29「注意喚起情報」をご覧ください。**
＊3 死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡した場合、年金原資額からお支払事由が生じた介護認知症年金の合計額を差し引いた金額に相当する金額を死亡一時金としてお支払いします。
＊4 介護認知症年金受取人が、年金支払開始日に介護認知症年金の一括請求をする場合を除きます。
＊5 年金の種類が確定年金または年金原資確保型終身年金の場合で、特約年金受取人が、年金支払開始日に年金の一括請求をする場合を除きます。

6 ご契約の引受条件について

契約年齢（被保険者の契約日の満年齢）	20～85歳	
基本保険金額（一時払保険料）	のこすコース・うけとるコース	わたすコース
	50万円以上、９億円以下（1,000円単位）＊1	500万円以上、９億円以下（1,000円単位）＊1
生存給付金額	―	10万円以上、一時払保険料の20%以下（10,000円単位）
保険料払込方法	一時払	
保険期間	終身	

＊1 同一の被保険者について、基本保険金額（一時払保険料）は「変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）」（すでに加入されているこの保険を含みます）を通算して10億円を超えることはできません。

※この保険は金融情勢等によっては、一部の契約形態において、お取扱を一時停止する場合があります。

⚠ ●一時払保険料等、具体的なご契約の内容については、「契約申込書」に記入＊1していただきますので、お申込の際には、この「契約概要」と「契約申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

＊1 電磁的方法による場合は申込画面への入力。

7 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

8 解約払戻金について

■この保険は解約・減額をすることができます。

■解約の場合の解約払戻金額は、解約日における「積立金額」から「解約控除額（基本保険金額×解約控除率）」を差し引いた金額となります。

※解約日が特別勘定への繰入日前の場合には、基本保険金額に相当する金額を解約払戻金としてお支払いします。

■一部解約（積立金額の減額）の場合の解約払戻金額は、減額日における積立金額の減額部分から「解約控除額（積立金額の減額部分に対応する基本保険金額×解約控除率）」を差し引いた金額となります。

※積立金額を減額した場合、基本保険金額および各特別勘定の積立金額も同時に同じ割合で減額されます。

※減額日が特別勘定への繰入日前の場合には、積立金額に代えて、減額する基本保険金額をご指定いただきます。

※解約控除率についてくわしくはP.31「注意喚起情報」をご覧ください。

⚠ ●解約払戻金額の最低保証はありません。特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**解約払戻金額は一時払保険料を下回る可能性があります。**

9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて

■お払込みいただいた保険料は1つの特別勘定に繰り入れることができます。

■この保険では、1つまたは2つ以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして設定しています。

■契約者がご契約または積立金の移転の際にご選択いただける特別勘定は、「ハイブリッド あんしん ライフ DS（DS型）」の特別勘定グループに属する特別勘定（今後T&Dフィナンシャル生命がこのグループの特別勘定に新たに定めるものを含む）に限定されます。

■特別勘定グループに属する特別勘定および各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の運用方針などはつぎのとおりです。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託の運用方針
バランス型A (883)	《投資信託名》まるごとひふみ50（適格機関投資家専用） 《運用会社》レオス・キャピタルワークス株式会社
	◆投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式と債券に分散投資を行なうことで、基準価額の変動幅をおさえ、信託財産の中長期的な成長を目指します。資産の実質的な保有比率が概ね株式50%・債券50%の比率となるように、各投資対象ファンドの基本の配分比率を調整します。
株式型A (884)	《投資信託名》iFree 日経225インデックス 《運用会社》大和アセットマネジメント株式会社
	◆主として、「ストックインデックス225・マザーファンド」の受益証券を通じて、国内の株式に投資し、投資成果を日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動させることをめざして運用を行ないます。国内の株式のうち日経平均トータルリターン・インデックスに採用された銘柄を主要投資対象とします。投資対象銘柄のうちの200銘柄以上に、原則として、等株数投資を行ないます。
株式型B (885)	《投資信託名》フィデリティ世界バリュー株式ファンド（適格機関投資家専用） 《運用会社》フィデリティ投信株式会社
	◆フィデリティ世界バリュー株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行ない、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
株式型C (886)	《投資信託名》netWIN テクノロジー株式ファンド（適格機関投資家専用） 《運用会社》ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
	◆主にテクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式に投資します。 ◆「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトムアップ手法により銘柄選択を行ないます。

■特別勘定（ファンド）の主な投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなどがあります。この保険では資産の運用実績が直接、積立金額、災害死亡保険金額、死亡保険金額、解約払戻金額などに反映されることから、資産の運用成果および投資リスクはともに契約者に帰属します。

※この保険では、販売する募集代理店などにより異なる「特別勘定グループ」を取り扱う場合があります。

⚠ ●各特別勘定の主な投資対象となる投資信託については、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により、投資信託の種類、運用方針、運用会社を今後変更することがあります。また、新たな特別勘定を設定したり、すでに設定された特別勘定を廃止することや複数の特別勘定を統合することがあります。

●各特別勘定について、くわしくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※これらの投資信託は主としてマザーファンド受益証券に投資するため、マザーファンドを通じた実質的な運用方針を記載しております。

10 特別勘定資産の評価方法について

■日々、特別勘定資産の評価を行ない、その実績を積立金の増減に反映します。

■特別勘定資産の評価方法は、つぎのとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

①有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱が適当とされる資産については、時価評価を行ないます。ただし、当日の価格入手が困難な有価証券などについては、前日の価格を用いて時価評価を行ないます。

②上記①以外の資産については、原価法によるものとします。

③為替予約、先物・オプション取引などのデリバティブ取引により生じる債権および債務については、時価評価するものとし、その評価差額（含み損益）を損益に計上するものとします。

11 諸費用について

■ご契約の維持・管理等に必要な費用は、お客さまにご負担いただきます。
ご負担いただく諸費用についてくわしくはP.29「注意喚起情報」をご覧ください。

契約締結前交付書面（注意喚起情報）

変額終身保険（災害加算・Ⅰ型）

■ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。

■ この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。**

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

●保険期間中

項目	内容		費用
保険関係費用	主契約	ご契約の維持等に必要な費用	各コースごとに下記のとおりとなります。 【基本保険金額に対して、保険関係費用＊1（年率）／12を月単位の契約応当日の前日末に控除】 ＊1 各コースごとの保険関係費用について、**くわしくはP.30をご覧ください。**
	特約	死亡保険金を最低保証するために必要な費用	**年率0.0230%～15.3015%**（被保険者の年齢・性別＊2により異なります。） 【基本保険金額と積立金額の差額に対して、死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）／365を乗じた金額を計算し、月単位の契約応当日の前日末に控除】 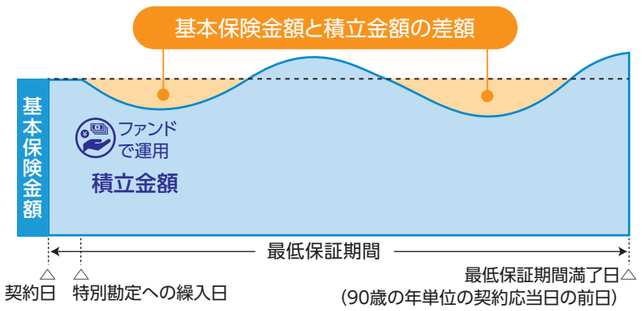 ※積立金額が基本保険金額を下回っている日のみが対象となります。 ＊2 被保険者の年齢・性別により異なる死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）について**くわしくはP.32をご覧ください。**

⚠ この保険に係る費用はつぎの合計となります

項目	内容	費用
運用に関する費用	特別勘定の運用に必要な費用	各特別勘定ごとに下記のとおりとなります。 【各特別勘定の主な投資対象となる投資信託の信託財産に対して、運用に関する費用＊3（年率）／365を毎日控除】 ＊3 各特別勘定ごとの運用に関する費用について、**くわしくはP.30をご覧ください。**
積立金移転費	積立金を移転する際に必要な費用	1保険年度の移転回数に応じてつぎのとおりとなります。 ①12回以下：**無料** ②13回以上：13回目から1回につき**1,000円**【移転時に毎回控除】

各コースごとの保険関係費用

コース	費用	
経過年数	10年未満	10年以上
のこすコース・うけとるコース	**年率 0.90%**	**年率 0.90%**（各コース共通）
わたすコース	**年率 1.80%**	

各特別勘定ごとの運用に関する費用＊4

特別勘定	費用
バランス型A	**年率 0.6523%**（税抜0.593%）
株式型A	**年率 0.1540%**（税抜0.140%）
株式型B	**年率 0.9570%**（税抜0.870%）
株式型C	**年率 1.0120%**（税抜0.920%）

＊4 主な投資対象となる投資信託の信託報酬を記載しています。運用に関する費用には信託報酬の他、信託事務の諸費用・有価証券の売買委託手数料などがかかる場合があります。これらの費用は取引量などによって変動しており、費用の発生前に具体的な金額や割合を確定することが困難なため、表示しておりません。なお、運用に関する費用は、将来変更される可能性があります。

この保険に係る費用はつぎの合計となります（つづき）

●年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約、介護認知症年金支払移行特約により年金をお受取りになる場合

項目	費用
年金の支払管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%＊5 （年金支払開始日以後、毎年の年金支払日に控除します）＊6

＊5 年金の支払管理等に必要な費用は将来変更される可能性があります。

＊6 つぎの年金額については、年金の支払管理等に必要な費用は控除されません。

・確定年金の場合：年金支払期間の最終年の年金額
・保証期間付終身年金の場合：保証期間の最終年の年金額
・年金原資確保型終身年金の場合：年金原資保証期間の最終年の年金額
・介護認知症年金の場合：死亡一時金保証期間の最終年の年金額

●解約または減額をした場合

項目	費用
解約または減額をした場合に必要な費用	契約日から10年未満で解約または減額される際には、**基本保険金額（減額については積立金額の減額部分に対応する基本保険金額）に対して、**経過年数に応じてつぎの解約控除率（下表）がかかります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
解約控除率	3.50%	3.15%	2.80%	2.45%	2.10%
経過年数	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	1.75%	1.40%	1.05%	0.70%	0.35%

※契約日の10年後の契約応当日以降は、解約控除率はかかりません。

死亡保険金を最低保証するために必要な費用（年率）

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
20歳	0.0580%	0.0230%	55歳	0.4139%	0.2583%
21歳	0.0610%	0.0240%	56歳	0.4520%	0.2714%
22歳	0.0630%	0.0250%	57歳	0.4932%	0.2864%
23歳	0.0640%	0.0260%	58歳	0.5395%	0.3055%
24歳	0.0640%	0.0270%	59歳	0.5907%	0.3275%
25歳	0.0620%	0.0270%	60歳	0.6481%	0.3506%
26歳	0.0610%	0.0280%	61歳	0.7115%	0.3747%
27歳	0.0610%	0.0290%	62歳	0.7790%	0.3968%
28歳	0.0610%	0.0310%	63歳	0.8516%	0.4179%
29歳	0.0620%	0.0330%	64歳	0.9263%	0.4410%
30歳	0.0640%	0.0360%	65歳	1.0060%	0.4681%
31歳	0.0650%	0.0400%	66歳	1.0909%	0.5013%
32歳	0.0670%	0.0440%	67歳	1.1830%	0.5425%
33歳	0.0690%	0.0480%	68歳	1.2882%	0.5928%
34歳	0.0710%	0.0530%	69歳	1.4089%	0.6531%
35歳	0.0760%	0.0590%	70歳	1.5499%	0.7256%
36歳	0.0820%	0.0630%	71歳	1.7176%	0.8123%
37歳	0.0900%	0.0690%	72歳	1.9091%	0.9132%
38歳	0.0980%	0.0760%	73歳	2.1335%	1.0272%
39歳	0.1071%	0.0810%	74歳	2.3943%	1.1526%
40歳	0.1171%	0.0860%	75歳	2.7030%	1.2923%
41歳	0.1271%	0.0910%	76歳	3.0673%	1.4525%
42歳	0.1381%	0.0960%	77歳	3.4981%	1.6434%
43歳	0.1481%	0.1021%	78歳	4.0004%	1.8744%
44歳	0.1601%	0.1101%	79歳	4.5732%	2.1519%
45歳	0.1752%	0.1211%	80歳	5.2113%	2.4794%
46歳	0.1912%	0.1351%	81歳	5.9138%	2.8603%
47歳	0.2102%	0.1501%	82歳	6.7055%	3.2923%
48歳	0.2303%	0.1651%	83歳	7.6164%	3.8123%
49歳	0.2533%	0.1802%	84歳	8.6191%	4.4227%
50歳	0.2784%	0.1932%	85歳	9.7052%	5.0956%
51歳	0.3035%	0.2062%	86歳	10.9048%	5.8524%
52歳	0.3275%	0.2192%	87歳	12.2286%	6.7023%
53歳	0.3526%	0.2323%	88歳	13.6901%	7.6574%
54歳	0.3827%	0.2453%	89歳	15.3015%	8.7301%

※死亡保険金を最低保証するために必要な費用の計算に用いる被保険者の年齢は、年単位の契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。

⚠ この保険にはつぎのようなリスクがあります

この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

特別勘定の資産運用は主に株式・債券などに投資をする投資信託を通じて行なわれ、それぞれの投資信託はつぎの指標（ベンチマーク）に連動、または上回る投資成果を目指します。

各指標（ベンチマーク）は、株価や債券価格などの変動の影響を受けるため、投資信託の基準価額および特別勘定の運用実績は各指標（ベンチマーク）に応じて変動します。そのため、つぎの金額について一時払保険料を下回ることがあります。

- 死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
- 解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

※お客さまがスイッチングを行なった際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なることとなりますのでご注意ください。

特別勘定	主な投資対象となる投資信託の指標（ベンチマークなど）
バランス型A	設定しておりません。
株式型A	日経平均トータルリターン・インデックス
株式型B	設定しておりません。
株式型C	設定しておりません。

1 災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません

■死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額・死亡保険金額の最低保証はありません。

■死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額は死亡保険金額と死亡日の基本保険金額に災害加算割合（10%）を乗じた金額の合計額となりますので、災害死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

■死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に死亡保険金のお支払事由に該当した場合、死亡保険金額は死亡日の積立金額となりますので、特別勘定の運用実績によっては、死亡保険金額（積立金額）とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

2 お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます

■申込者・契約者はご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、T&Dフィナンシャル生命への書面（封書＊1）での郵送または電磁的記録（メール）によるお申出によりお申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます（募集代理店では受け付けできません）。お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）を行なった場合には、お払込みいただいた金額を全額お返しします。

❶お申込の撤回等をする旨の文言
❷お申込者（契約者）の氏名（自署）・住所
❸申込書番号（申込書控の右上または右下に記載されています）
❹返金先口座（金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人）＊2
❺お申込の撤回等の申出日

＊1 お客さまの個人情報保護のために封書にてお送りください。
＊2 保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。
なお、返金先口座はお申込者（契約者）の本人口座に限ります。

〈書面（封書）の送付先〉…8日以内の消印有効
〒114-8790
日本郵便株式会社 王子郵便局 郵便私書箱14号
T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 契約課 行
〈メールの宛先〉…8日以内の発信有効
Mail：cs@tdf-life.co.jp

＜お申出のご記入例：書面＞

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社　御中
私は契約の申込の撤回を行ないます。
申込者（契約者）名　○○○○
住所　○○県○○市○○　＊－＊－＊
申込書番号　＊＊＊＊＊＊＊－＊＊＊＊＊
返金先口座　××銀行　××支店
普通　＊＊＊＊＊＊＊
口座名義人　○○○○
○年○月○日

■お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が生じている場合には、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の効力は生じません。ただし、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）の書面や電磁的記録の発信時に、申込者・契約者が災害死亡保険金・死亡保険金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

■法人・個人事業主や国・地方公共団体がご契約のお申込をした場合、お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることはできません。

クーリング・オフ可能								クーリング・オフできません
1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
▲申込日								

3 T&Dフィナンシャル生命が承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します[責任開始期と契約日]

■T&Dフィナンシャル生命がお申込みいただいたご契約の引受を承諾した場合、一時払保険料相当額の受取が完了した時からご契約上の責任を開始します。契約日はT&Dフィナンシャル生命の責任開始の日となります。

■一時払保険料は、お申込日からその日を含めて8日目、契約日、承諾日のいずれか遅い日（その日がT&Dフィナンシャル生命の営業日でない場合は翌営業日）末に特別勘定に繰り入れます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとT&Dフィナンシャル生命のご契約締結の媒介を行なう者で、ご契約締結の代理権はありません。したがいまして、ご契約は、お客さまからのご契約のお申込に対してT&Dフィナンシャル生命が承諾したときに有効に成立します。

イメージ図

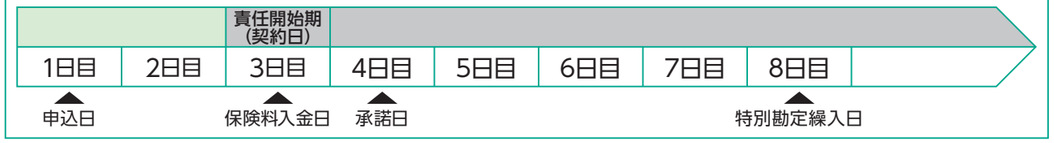

4 つぎのような場合には、死亡保険金等をお支払いできないことがあります

■災害死亡保険金・死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含む）や、契約者、被保険者、死亡保険金受取人、生存給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等の重大事由により、ご契約が解除となった場合

■ご契約の締結に際しての詐欺行為により、ご契約が取り消された場合や、災害死亡保険金・死亡保険金の不法取得目的により、ご契約が無効となった場合（この場合、払い込まれた保険料は払い戻しません）

■災害死亡保険金・死亡保険金の免責事由に該当した場合（例えば、契約日からその日を含めて2年以内に被保険者が自殺した場合や契約者・死亡保険金受取人の故意によって被保険者を死亡させた場合等）

■その他災害死亡保険金・死亡保険金をお支払いできない場合について、**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

5 解約払戻金額は、お払込保険料を下回ることがあります

■この保険の解約払戻金額は最低保証されませんので、解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**
解約払戻金額の計算について**くわしくは、P.27「契約概要 8 解約払戻金について」をご覧ください。**

6 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

■T&Dフィナンシャル生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合においても保険金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820
［月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時］
ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

■**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

7 この保険は生命保険であり、預金や投資信託ではありません（募集代理店が銀行等の金融機関の場合、ご確認ください）

■この保険は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険ですので、預金とは異なり元本保証はありません。また、預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。

8 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たなご契約のお申込をされる場合、契約者にとって不利益になる場合があります

■現在T&Dフィナンシャル生命または他社等でご加入されているご契約を解約または減額するときには、一般的につぎの点について、契約者にとって不利益となることがあります。

- 解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約払戻金は、まったくないかあってもごくわずかの場合があります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失なう場合があります。
- 現在ご加入されているご契約を解約された場合、一度解約されたご契約は元に戻すことはできません。また、現在ご加入されているご契約を減額された場合、元の契約に戻す（復旧）取扱に制限を受けることがあります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新たなご契約とで異なることがあります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、主契約等の保険料が高くなります。

※保障の見直しにあたっては、契約転換制度を利用する方法や増額・中途付加をする方法等もありますので、あわせてご検討ください。

9 特別勘定について

■特別勘定グループ・特別勘定の種類および特別勘定資産の評価方法について、**くわしくはP.27「契約概要 9 特別勘定グループおよび特別勘定の種類などについて」P.28「契約概要 10 特別勘定資産の評価方法について」をご覧ください。**

10 この保険にはつぎのようなリスクがあります

■この保険は、特別勘定の運用実績に基づき、災害死亡保険金額・死亡保険金額・積立金額・解約払戻金額などが日々変動（増減）する変額終身保険（生命保険）です。

■特別勘定の資産運用は、主に株式・債券などに投資をする各投資信託を通じて行なわれるため、特別勘定の運用実績は株価や債券価格などにより変動します。

■死亡保険金最低保証特約を付加していない場合、または死亡保険金最低保証特約を付加し最低保証期間経過後に災害死亡保険金または死亡保険金のお支払事由に該当した場合、災害死亡保険金額または死亡保険金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

■解約払戻金額とお支払事由が生じた生存給付金または超過額を累計した金額の合計は、特別勘定の運用実績および解約控除率の適用により、**一時払保険料を下回る可能性があります。**

■特別勘定の投資リスク（価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスクなど）は契約者に帰属します。

■特別勘定による資産運用の結果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、T&Dフィナンシャル生命または第三者（募集代理店の担当者など）が契約者に何らかの補償・補填を行なうことはありません。

11 解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります

■特別勘定資産の運用に大きな影響を及ぼす解約払戻金のお支払や積立金の移転については、お手続きを延期することがあります。

■戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合は、解約払戻金のお支払などのお手続きを延期・停止することがあります。**くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。**

12 借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません

■保険料を借入金で調達した場合は、特別勘定の運用実績によっては、解約払戻金額等が借入金および借入金にかかる利子の合計額を下回り、借入金等の返済が困難になることがあります。したがいまして、お払込保険料に充当するための借入を前提としたお申込はお取扱いしておりません。

13 税金のお取扱について

■払込保険料

お払込みいただいた保険料は、お払込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。

■災害死亡保険金・死亡保険金

契約例			課税のお取扱
契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）＋住民税
本人	配偶者	子	贈与税

※契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、相続税法第12条の適用により、他の死亡保険金等と合算して、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）」まで非課税となります。

■解約払戻金

解約払戻金と払込保険料残額＊1との差額（解約差益）に対し、所得税（一時所得）および住民税が課税されます。

■超過額（超過給付加算特約を付加した場合）

受け取った超過額は、所得税（一時所得）＋住民税の対象となります。

- 超過額の受取に係る所得税（一時所得）は、「同一年の超過額の合計－必要経費－特別控除（50万円）」を基に計算します。
- 必要経費は受け取った超過額に相当する保険料となり、払込保険料残額＊1が限度となります。よって、払込保険料残額＊1の限度内で超過額の受取を行なう場合は課税されません。
- 払込保険料残額＊1を超える超過額の受取を行なう場合は、受け取った超過額から払込保険料残額＊1と特別控除（50万円）を差し引いた金額の2分の1が課税の対象となります。

＊1 払込保険料残額とは一時払保険料から、必要経費の合計額を差し引いた金額（負の場合はゼロ）のことをいいます。

■年金（介護認知症年金支払移行特約、年金支払移行特約（Ⅰ型）、新遺族年金支払特約を付加した場合）

年金は所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。

※これらの特約を付加した場合の死亡一時金は相続税法第12条が適用されません。

※指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人が年金を請求した場合においても、税金のお取扱は同様となります。

■生存給付金

契約者と生存給付金受取人の関係によって課税のお取扱が異なります。

［契約者と生存給付金受取人が同一の場合］

生存給付金額から必要経費を差し引いた金額が、「所得税（雑所得）＋住民税」の対象となります。

必要経費はつぎのとおり計算されます。

必要経費＝生存給付金額× 必要経費率＊1 $\left[= \dfrac{\text{一時払保険料相当額}}{\text{生存給付金受取予定総額}^{*2}+\text{死亡保険金額}^{*3}} \right]$

生存給付金額の課税対象となる金額の計算例

［前提］

●一時払保険料：1,000 万円　●生存給付金額：100 万円　●受取想定年数：10 年　●死亡保険金額：50 万円

※ 生存給付金支払開始時の積立金額を1,050万円とした場合。

雑所得の金額＝生存給付金額－**必要経費**

＝**100万円**－**96万円**

＝**4万円**

必要経費＝100万円×$\left[\dfrac{1{,}000\text{ 万円}}{100\text{ 万円}\times 10\text{ 回}+50\text{ 万円}} \right]$

＝100万円×$\left[\dfrac{1{,}000\text{ 万円}}{1{,}050\text{ 万円}} \right]$

＝100万円×0.96

＝**96万円**

※上記記載の内容は解約・減額があった場合を想定していません。

［契約者と生存給付金受取人が異なる場合］

生存給付金は、贈与税の対象となります。

ただし、つぎの場合、贈与した生存給付金が相続税の課税価格に加算されます。

- 契約者からの贈与について、生存給付金受取人が「相続時精算課税制度」を選択していた場合。（「相続時精算課税制度」による毎年110万円の基礎控除＊4が適用され、2,500万円の特別控除の対象外となり、相続時の相続財産にも加算されません。基礎控除を超える贈与については2,500万円の特別控除の対象となり、特別控除を超えた額に対して20%の贈与税を納付します。この制度で納付した贈与税は、相続時に相続税から控除できます。）
- 「暦年課税制度」を選択している生存給付金受取人が、契約者の相続により遺産を取得した場合で、相続開始前7年以内＊5に受け取った生存給付金。

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者	制限なし	贈与の年の1月1日において60歳以上の親または祖父母
受贈者	制限なし	贈与の年の1月1日において18歳以上の子または孫
選択変更	相続時精算課税への変更可能	一度選択すると暦年課税へは変更不可
贈与税の計算	（贈与額－110万円）×税率－控除額	（贈与額－110万円－2,500万円＊6）×税率20%

相続人でない孫が生存給付金を受け取り、他者が災害死亡保険金・死亡保険金を受け取った場合は、孫が相続により遺産を他に取得していなければ相続開始前7年以内＊5に受け取った生存給付金は相続税の課税対象となりません。しかし、相続人でない孫が生存給付金と災害死亡保険金・死亡保険金を受け取った場合、相続開始前7年以内＊5に受け取った生存給付金は相続税の課税対象となります。さらにこの場合、孫は相続人ではないため相続税の非課税の取扱を受けることができないことに加え、相続税が2割加算されます。

＊1 必要経費率は、小数点第三位以下を切り上げます。
＊2 生存給付金支払開始時（第1回目）の生存給付金額×生存給付金受取想定年数。
＊3 生存給付金支払開始時に想定される、最後の生存給付金支払が完了した時点における受取額。
＊4 基礎控除（年間110万円）は、2024年1月1日以降の贈与から適用されます。
＊5 2023年12月31日までの贈与は相続開始前3年以内、2024年1月1日以降の贈与は段階的に相続開始前7年以内。なお、段階的に延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは、相続財産に加算されません。
＊6 特別控除の適用がある場合は、その金額を控除した残額（特別控除は2,500万円が限度）。

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。また、税制については2026年4月現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性がありますのでご注意ください。個別の税務等詳細についてはお近くの税務署にご確認ください。

14 苦情・相談窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、つぎのお問合せ先へご連絡ください。

お問合せ先

T&Dフィナンシャル生命　お客さまサービスセンター

受付時間 **9:00～17:00**（土・日・祝日等を除く）

0120-302-572

■この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス

https://www.seiho.or.jp/

生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※お問合せ先については、（一社）生命保険協会のホームページでご確認いただくか、T&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンターまでご照会ください。

15 保険金等のお支払について

■お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払を行ないますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにT&Dフィナンシャル生命お客さまサービスセンター（TEL:0120-302-572）にご連絡ください。

■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」・T&Dフィナンシャル生命ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■T&Dフィナンシャル生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

? この保険をよりご理解いただくための用語解説

特別勘定

この保険の資産を管理・運用するための専用の勘定をいいます。この保険では、複数の特別勘定が用意されており、それぞれ投資信託が主要な投資対象先となっています。これらの特別勘定での運用実績やリスクは契約者に帰属します（主なリスクについては下記をご覧ください）。

積立金

特別勘定で管理・運用されている資産のうち個々のご契約に係る部分をいいます。積立金額は、特別勘定の運用実績により毎日変動（増減）します。解約払戻金額は、解約請求を会社が受け付けた日の「積立金額」から「解約控除額（基本保険金額×解約控除率）」を差し引いた金額となります。

ベンチマーク

投資信託の運用を行なうにあたって、運用成果の目標の基準となる指標をいいます。ベンチマークは投資信託の投資対象により異なるものが採用され、一般的に日本株の運用においては、日経平均株価（日経225）やTOPIXなどがよく用いられます。また、ベンチマークを設定しない投資信託もあります。なお、各投資信託において、ベンチマークが同一の場合でも、運用手法の相違などにより運用実績は異なることがあります。運用手法としては、ベンチマークとの連動を目指す運用手法や、ベンチマークを上回る成果を目指す運用手法などがあります。

投資リスクについて

・価格変動リスク
株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・金利変動リスク
金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・為替変動リスク
外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

・信用リスク
株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

Memo

Memo